

○高根沢町自主防災組織活動支援補助金交付要綱

平成29年3月23日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び第8条第2項第13号の規定により自主防災組織の活動を支援するため、予算の範囲内において高根沢町自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民が連帯及び協同し、自主的に防災活動を行う防災組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内の自主防災組織とする。

(令3告示55・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる防災資機材等（以下「防災資機材等」という。）の購入及び第14条に規定する防災訓練の実施に要する経費（以下「自主防災活動経費」という。）とする。

(令3告示55・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる自主防災組織の区分に応じて、当該各号に定める額を限度とする。

(1) この要綱の規定による補助金の交付を初めて受ける自主防災組織 50万円

(2) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことのある自主防災組織 10万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(令3告示55・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、高根沢町自主防災組織活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災活動経費の算出根拠を示す見積書
- (3) 前2号に規定するほか、町長が必要と認める書類

2 前条第1項第2号の規定による補助金の交付を受けようとする自主防災組織については、前項第1号の書類の提出を省略することができる。ただし、当該書類の内容に改正があった場合については、この限りでない。

(令3告示55・一部改正)

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、高根沢町自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）及び高根沢町自主防災組織活動支援補助金交付決定指令書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(令3告示55・一部改正)

(変更交付申請)

第8条 前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、高根沢町自主防災組織活動支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に町長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく町長に申請しなければならない。

2 規則第11条の軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 自主防災活動経費の内訳を変更する場合において、変更後の自主防災活動経費の額の増減割合が2割以上の変更
- (2) 交付決定額が増額となる自主防災活動経費の変更

(令3告示55・一部改正)

(変更交付決定)

第9条 町長は、前条の補助金の変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、高根沢町自主防災組織活動支援補助金変更承認通知書(様式第5号)及び高根沢町自主防災組織活動支援補助金変更決定指令書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定に係る補助対象経費の支払が完了したときは、速やかに高根沢町自主防災組織活動支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災活動経費に係る請求書、領収書等の写し
- (2) 防災資機材等を撮影した写真等
- (3) 防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類
- (4) 前3号に規定するほか、町長が必要と認める書類

(令3告示55・一部改正)

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査等を行い、補助金の交付額を確定し、高根沢町自主防災組織活動支援補助金の額の確定通知書(様式第8号)及び高根沢町自主防災組織活動支援補助金の額の確定指令書(様式第9号)により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、高根沢町自主防災組織活動支援補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、規則第12条第2項の規定による補助金の概算払の交付を受けようとするときは、高根沢町自主防災組織活動支援補助金概算払交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(平29告示169・一部改正)

(防災資機材の管理)

第13条 この要綱の規定による補助金の交付を受けた自主防災組織(以下「補助金交付団体」という。)は、取得した防災資機材を責任をもって管理し、これを正当な理由なく処分し、又は譲渡してはならない。

(防災訓練)

第14条 補助金交付団体は、補助金の交付を初めて受けた年度から起算して5年間(当該期間を経過してから第5条第1項第2号の規定による補助金の交付を受けた補助金交付団体にあつては、当該補助金の交付された年度中)、年1回以上の防災訓練を実施しなければならない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

2 補助金交付団体は、前項の規定による防災訓練を実施した年度の末日までに自主防災組織訓練実施報告書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(平29告示169・令3告示55・一部改正)

(補助金の返還)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該年度において、交付した補助金に余剰金が生じたとき。
- (3) この要綱の規定に反したとき。

(平29告示169・追加)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平29告示169・旧第15条繰下)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第169号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第125号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第172号)抄

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間使用することができるものとする。

附 則(令和3年告示第55号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	防災資機材等の種類
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオその他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用資機材	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とびろその他初期消火活動に必要な資機材
水防用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、鎌その他水防活動に必要な資機材
救出用資機材	バール、はしご、大工道具、鉋、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレその他救護活動に必要な資機材
避難用資機材	強カライト、警笛その他避難活動に必要な資機材
給食・給水用資機材	炊事用具、給水タンク、非常食その他給食・給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	訓練用消火器、その他訓練に必要な資機材
照明用資機材	発電機、投光器、その他照明に必要な資機材
その他	防災倉庫、カメラ、携帯電話機用充電器、ビニールシートなど